



平成30年12月18日
住宅局住宅生産課
住宅瑕疵担保対策室

消費者保護の充実策等について検討します
～「制度施行10年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会（第3回）」
の開催～

12月20日（木）に第3回検討会を開催します。今回は、住宅トラブル発生時等における消費者保護の充実策や、住宅瑕疵保険に関連する手続の簡素化等について検討します。

住宅瑕疵担保履行法の完全施行から2019年10月に10年が経過します。この10年で得られる住宅瑕疵保険の実績など各種データや、ストック活用型社会への転換による既存住宅流通・リフォーム市場の重要性の向上といった市場環境の変化を踏まえ、住宅瑕疵担保履行制度の検証を行う必要があることから、平成30年7月に検討会を設置しました。

検討会では、現状における課題を整理し、よりよい制度の展開を目指して議論を進めています。

1. 日時：平成30年12月20日（木）13：00～15：00
2. 場所：国土交通省2号館共用会議室3A・3B（千代田区霞が関2-1-3）
3. 委員：別紙のとおり
4. 議事：（1）消費者保護の充実策について
（2）手続きの合理化・簡素化について
（3）その他
5. 取材
 - ・ 検討会は公開にて行いますが、カメラ撮りは冒頭のみ（議事開始前まで）とします。
 - ・ 傍聴を希望される方は、12月19日（水）17：00までに下記問い合わせ先まで連絡をお願いします。なお、会場の都合上、座席に限りがありますので、予めご了承下さい。
 - ・ 当日は名刺等の氏名・ご所属がわかるものをご持参下さい。
6. その他
 - ・ 配付資料、議事概要は、後日、国土交通省ホームページに掲載します。
 - ・ これまでの配布資料等については、以下のURLをご参照下さい。
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000159.html

【問い合わせ先】

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室 寺島、高橋

電話：03-5253-8111（内線 39415、39444） 直通：03-5253-8942 FAX：03-5253-1629